

奈良県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、窪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年二月九日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇
〃	山嶋 健司	〃
〃	吉井 誠一	〃
〃	松田 光明	〃
〃	奥西 隆男	〃
〃	斧田 仁志	〃
〃	堀口 幸二	〃
監事	中川 高志	〃
〃	松河 伸卓	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	馬場 清	生駒郡安堵町大字窪田五七〇
〃	西埜 康裕	〃
〃	中川 高志	〃
〃	松田 安弘	〃
〃	山口 俊治	〃
〃	小仲 有司	〃
〃	森川 裕司	〃
監事	奥 信一	〃
〃	勝田 守治	大和郡山市西町八一二八
〃	稲熊 眞彦	生駒郡安堵町大字窪田二九八